

南部箕蚊屋広域連合長の選挙に関する規則

平成28年10月20日 規則第4号

(趣旨)

第1条 南部箕蚊屋広域連合（以下「広域連合」という。）の広域連合長の選挙については、南部箕蚊屋広域連合規約（平成11年南部箕蚊屋広域連合規約第1号。）第12条第1項から第3項に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙長)

第2条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合の事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

3 選挙長は、この規則に定める広域連合長の選挙に関する事務を担当する。

(選挙立会人)

第3条 選挙長は、関係町村の職員の中から、本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選任し、本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(選挙期日等の通知)

第4条 選挙長は、広域連合長の選挙を行うときは、選挙の期日等を定め、関係町村の長に通知するものとする。

(選挙の実施)

第5条 広域連合長の選挙は、広域連合会議の場において、関係町村の長が互選により行う。

(選挙の手順)

第6条 広域連合長の選挙を行うにあたり、関係町村の長は、自ら候補者になろうとし、又は候補者となるべき者を推薦しようとする場合は、その旨の表明をするものとする。ただし、広域連合会議に出席できない場合は、あらかじめ書面による表明を提出することができる。

2 前項による候補者が確定した後、次のいずれかにより選挙を行う。

（1） 候補者が複数の場合、当該候補者のうちから投票による選挙を行う。

（2） 候補者が1名の場合、当該候補者をもって当選人とする。

(投票を行う場合の手順)

第7条 前条第2項第1号による投票を行う場合は、当選人とすべき者の氏名を所定の用紙に自書することにより投票を行うものとする。

2 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。

3 最多得票数が同じ者がある場合は、これを候補者として、再度、投票を行う。

(当選人の告知等)

第8条 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知する。

2 当選人の当選の効力は、前項の規定による告知があった日から生ずるものとする。

(選挙録の作成)

第9条 選挙長は、選挙録に選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票用紙及び選挙録の保存)

第10条 投票用紙及び前条に規定する選挙録は、当該選挙に係る広域連合長の任期の間、保存しなければならない。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、選挙長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年10月20日から施行する。